

藤沢記者クラブ各位

小児医療費助成制度の対象年齢拡大について

小児医療費助成制度については、医療費の一部を助成することにより、小児の健全な育成を支援し、もって小児の福祉の増進を図ることを目的として実施しています。

本市では、子どもの医療費にかかる保護者の経済的負担を軽減することにより、安心して子育てができる環境づくりのさらなる推進を図るため、対象年齢の拡大に向けた検討を行ってきましたので、その内容についてご説明させていただきます。

1 本市における小児医療費助成制度の概要

本市では、小学校6年生までの入・通院は所得制限なしで、中学生は入院のみ所得制限を設けて助成しています。

小学校6年生までは医療証を交付しており、県内の医療機関では、医療証と健康保険証の提示により、自己負担なしで受診できます。(現物給付)

中学生は医療証の交付がなく、入院にかかる医療費は一旦窓口で自己負担し、後日、必要書類を添えて払い戻し申請をすることで助成が受けられます。(償還払い)

なお、生活保護受給者の医療扶助を受けている場合や、ひとり親家庭等の他の医療費助成制度に該当する場合には、当該制度が優先されます。(他法優先)

2 制度改正の概要(案)

(1) 拡充の内容

ア 対象年齢の拡大

通院に係る医療費助成の対象年齢を中学校3年生まで拡大

【現行】中学生：入院のみ助成(所得制限あり)

イ 所得制限の導入

主な生計者の所得が児童手当の所得制限を超えていない世帯の中学生が対象

【現行】中学生の所得制限：旧児童手当の特例給付基準

<参考> 所得制限額の比較

| 扶養親族等の数 | 現 行 (旧児童手当) | 改正後 (現在の児童手当) |
|---------|----------------|------------------|
| 0人 | 532万円 | 622万円 |
| 1人 | 570万円 | 660万円 |
| 2人 | 608万円 | 698万円 |
| 3人 | 646万円 | 736万円 |

所得限度額は、扶養人数が1人増えるごとに38万円加算されます。

ウ 中学生の助成方法の変更

中学生に医療証を交付する（現物給付）

【現行】中学生：医療証の交付なし（償還払い）

所得制限による医療証更新の基準日は毎年10月1日

初年度および中学校1年生の対象者には、4月から9月までの医療証を交付し、以降は1年間有効の医療証を交付（中学校3年生は翌年3月31日まで）

| 現 行 | | | 改 正 後 | | |
|------|---------------------|--------------------|-------|---------------------|---------------------|
| 年齢 | 小学生まで | 中学生 | 年齢 | 小学生まで | 中学生 |
| 助成対象 | 入院・通院 | 入院のみ | 助成対象 | 入院・通院 | |
| 所得制限 | なし | あり 旧児童手当の特例給付基準 | 所得制限 | なし | あり 現在の児童手当所得制限基準 |
| 医療証 | 交付あり | 交付なし | 医療証 | 交付あり | |
| 助成方法 | 医療証の提示で窓口負担なし（現物給付） | 窓口負担後に払い戻し申請（償還払い） | 助成方法 | 医療証の提示で窓口負担なし（現物給付） | |

(2) 拡充の時期

平成31年4月1日（予定）

平成30年度は、対象年齢の拡大に伴うシステム改修のほか、対象者への申請案内や改正に向けた制度周知を実施します。

(3) 拡充による影響

ア 対象者数見込

中学1年生から中学3年生まで：約9,000人

（中学生の対象者約12,000人の75%程度）

イ 医療助成費見込

扶助費：約225,000千円

(4) 今後のスケジュール

| | | |
|-------|------|------------------|
| 平成29年 | 9月 | 子ども文教常任委員会報告 |
| | 11月 | パブリックコメントの実施 |
| 平成30年 | 2月 | 条例改正等の議会提案 |
| 平成30年 | 4月から | 準備作業着手 |
| 平成30年 | 11月頃 | 対象者への制度周知及び申請勧奨等 |
| 平成31年 | 3月末頃 | 医療証の送付 |
| 平成31年 | 4月 | 条例施行 |

【参考資料】

1 小児医療費助成制度の主な変遷

| | | |
|-------|-----|--|
| 昭和49年 | 1月 | 0歳児の入通院を所得制限なしで実施 |
| 平成7年 | 10月 | 1歳から中学生までの入院を助成（所得制限あり） 【県】医療費助成事業に対する補助制度を開始 |
| 平成9年 | 10月 | 1歳児まで入・通院の助成拡大（1歳児は所得制限あり） |
| 平成12年 | 10月 | 3歳児まで入・通院の助成を所得制限なしで拡大 |
| 平成21年 | 4月 | 小学校6年生まで入・通院の助成を所得制限なしで拡大 |

2 小児医療費助成事業の推移

| 年度 | 延べ受給者数 (人) | 延べ受診件数 (件) | 扶助費 (千円) |
|--------|---------------|---------------|-------------|
| 平成22年度 | 545,788 | 775,663 | 1,515,407 |
| 平成23年度 | 551,415 | 789,051 | 1,527,034 |
| 平成24年度 | 555,876 | 817,967 | 1,577,653 |
| 平成25年度 | 555,298 | 808,604 | 1,598,173 |
| 平成26年度 | 553,822 | 800,989 | 1,600,219 |
| 平成27年度 | 554,939 | 815,584 | 1,640,277 |
| 平成28年度 | 555,157 | 841,942 | 1,582,034 |

3 他の自治体の助成状況

(1) 県内自治体の助成状況

神奈川県内33自治体のうち、小学校6年生まで入・通院を助成しているのは、本市を含め14市町あり、そのうち所得制限なしで助成しているのは、藤沢市・葉山町、湯河原町の1市2町です。

また、中学校3年生まで入・通院を助成しているのは6市10町村で、そのうち所得制限なしで助成しているのは、厚木市・海老名市・綾瀬市など3市8町村です。

近隣市では、鎌倉市が平成29年10月から中学校3年生まで、茅ヶ崎市は平成30年度中に拡大対象のみ一部自己負担ありで小学校6年生まで、いずれも現行の所得制限を設けたまま対象年齢を拡大する予定です。

(県内の助成状況は、別紙「小児医療費助成制度 神奈川県内の実施状況」参照)

(2) 全国の助成状況(平成28年4月1日現在)

< 通院助成対象年齢 >

| 対象年齢 | 市町村数 | 割合 |
|---------|-------|--------|
| 就学前まで | 202 | 11.6% |
| 小1～小5 | 31 | 1.8% |
| 小学校6年生 | 121 | 7.0% |
| 中学校3年生 | 1,005 | 57.7% |
| 高校1年生以上 | 382 | 21.9% |
| 合計 | 1,741 | 100.0% |

< 所得制限 >

| 所得制限 | 市町村数 | 割合 |
|------|-------|-------|
| なし | 1,432 | 82.3% |
| あり | 309 | 17.7% |

< 一部自己負担 >

| 一部負担 | 市町村数 | 割合 |
|------|-------|-------|
| なし | 1,054 | 60.5% |
| あり | 687 | 39.5% |

出典：厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」

以上



* この資料に関する問い合わせ先
 藤沢市役所 子ども青少年部
 子育て給付課
 担当：山縣・作井
 内線：3830～2
 直通：0466(50)3580